

○秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(平成 25 年 1 月 24 日規則第 3 号)

改正 平成 26 年 3 月 18 日規則第 6 号 令和 2 年 3 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成 24 年秦野市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第 3 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。)に定めるところによる。

(小規模水道の布設工事の確認)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書(第 1 号様式)とする。

2 条例第 6 条第 1 項の工事概要書は、小規模水道布設工事概要書(第 2 号様式)とする。

3 条例第 6 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 条例第 6 条第 3 項の規定による交付は、その工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書(第 3 号様式)に

より、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合(不確認)通知書(第4号様式)により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により行う水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第7条第1項の規定による届出は、小規模水道給水開始届(第5号様式)により行うものとする。

(小規模水道の変更又は廃止の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第6号様式)により行うものとする。

(小規模水道の水質検査)

第8条 条例第9条第1項の規定により行う水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第3条に規定する水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第9条第2項の規定により行う臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、その事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(第7号様式)により行うものとする。

(小規模水道により給水する水の塩素消毒)

第9条 条例第10条第3号の規定により行う塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつ

き 0.2 ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1 リットルにつき 1.5 ミリグラム)以上でなければならない。

(小規模水道の給水の緊急停止の報告)

第 10 条 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(第 8 号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第 11 条 条例第 12 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届(第 9 号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の変更又は廃止の届出)

第 12 条 条例第 13 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更(廃止)届(第 10 号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第 13 条 条例第 14 条第 1 項第 3 号の規定により給水する水に異常を認めるときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、その事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第 14 条 条例第 14 条第 2 項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 受水槽及び高置水槽周囲の状態
- (2) 受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態

2 条例第 14 条第 2 項に規定する市長の指定する者は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のうち、検査区域(同法第 34 条の 4 の規定により準用する同法第 20 条の 4 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道検査機関登録簿に記載された区域をいう。)に本市を含むものとする。

(身分証明書)

第 15 条 条例第 17 条第 3 項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証(第 11 号様式)とする。

(地位の承継の届出)

第 16 条 条例第 18 条の規定による届出は、設置者の地位承継届(第 12 号様式)により行うものとする。

(様式)

第 17 条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 17 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	小規模水道布設工事確認申請書	第 5 条
第 2 号様式	小規模水道布設工事概要書	第 5 条
第 3 号様式	小規模水道布設工事適合確認書	第 5 条
第 4 号様式	小規模水道布設工事不適合(不確認)通知書	第 5 条
第 5 号様式	小規模水道給水開始届	第 6 条
第 6 号様式	小規模水道変更(廃止)届	第 7 条
第 7 号様式	小規模水道水質検査結果届	第 8 条
第 8 号様式	小規模水道施設給水緊急停止報告書	第 10 条
第 9 号様式	小規模貯水槽水道給水開始届	第 11 条
第 10 号様式	小規模貯水槽水道変更(廃止)届	第 12 条
第 11 号様式	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	第 15 条
第 12 号様式	設置者の地位承継届	第 16 条

第 1 号様式(第 5 条関係)

小規模水道布設工事確認申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

小規模水道布設工事概要書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

小規模水道布設工事適合確認書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 5 条関係)

小規模水道布設工事不適合(不確認)通知書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 6 条関係)

小規模水道給水開始届

[別紙参照]

第 6 号様式(第 7 条関係)

小規模水道変更(廃止)届

[別紙参照]

第 7 号様式(第 8 条関係)

小規模水道水質検査結果届

[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条関係)

小規模水道施設給水緊急停止報告書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 11 条関係)

小規模貯水槽水道給水開始届

[別紙参照]

第 10 号様式(第 12 条関係)

小規模貯水槽水道変更(廃止)届

[別紙参照]

第 11 号様式(第 15 条関係)

小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証

[別紙参照]

第 12 号様式(第 16 条関係)

設置者の地位承継届

[別紙参照]